

実績評価書

平成19年8月

評価の対象となる施策目標	日常生活圏の中で必要な医療が提供できる体制を整備すること
--------------	------------------------------

1. 政策体系上の位置付け等

基本目標	1	安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること
施策目標	1	地域において適切かつ効率的に医療を提供できる体制を整備すること
施策目標	1-1	日常生活圏の中で必要な医療が提供できる体制を整備すること
個別目標 1	医療計画に基づき医療機関を整備すること	
	(主な事務事業) ・医療施設近代化施設整備事業	
個別目標 2	へき地保健医療対策を推進すること	
	(主な事務事業) ・へき地医療支援機構の設置・運営 ・へき地医療拠点病院及びへき地診療所等の設置・運営	
個別目標 3	医療連携体制を構築すること	
	(主な事務事業) ・医療連携体制推進事業	
個別目標 4	救急体制を整備すること	
	※重点評価課題（救急医療体制の整備） (主な事務事業) ・救急救命センター運営事業 ・小児救急医療拠点事業 ・小児救急医療拠点病院実施事業 ・ドクターヘリ導入促進事業	
施策の概要（目的・根拠法令等）		
1. 目的等 国民の医療に対する安心、信頼の確保を目指し、医療計画制度の中で医療機能の分化・連携を推進すること等を通じて、地域において切れ目のない医療の提供を実現することにより、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る。		
2. 根拠法令等 「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第84号）		
主管部局・課室	医政局指導課	
関係部局・課室		

2. 現状分析

人口の急速な高齢化が進む中で、疾病構造が変化し、生活習慣病が増加している。そのような状況下で生活の質の向上を実現するため、特に、がん、脳卒中、急性心筋梗塞及び糖尿病に対応した医療連携体制の早急な構築を図る必要がある。

さらに、地域における医療提供体制の確保において重要な課題となる救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児医療（小児救急医療を含む。）に対応した医療連携体制の早急な構築を図る必要がある。

3. 施策目標に関する評価

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18
1	平成19年度中に各都道府県が策定する平成20年度以降の医療計画において医療連携体制に関して定める目標(平成19年度中に策定予定)	—	—	—	—	—
(調査名・資料出所、備考)						
施策目標の評価						
<p>医療計画制度を通じ、日常医療圏の中で必要な医療が提供できる体制の整備が図られるよう取組を進めている。がんなどの4疾病5事業に係る医療連携体制の構築については、都道府県の取組が着実に進められるよう支援を行っているところであり、医療機関の整備については、国庫補助事業等の取組により病床不足率が減少している。</p> <p>また、運営費等補助金や各種国庫補助等により、へき地医療拠点病院等の数が増加し、救命救急センターの数等も増加している等、施策目標の達成に向けた取組が進んでいると評価できる。</p>						

4. 個別目標に関する評価

個別目標1		H14	H15	H16	H17	H18
医療計画に基づく医療機関を整備すること						
個別目標に係る指標 アウトプット指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18
1	二次医療圏ごとの病床数の状況 (療養病床及び一般病床) (単位:%) (一)					
	病床過剰医療圏における平均過剰率	15.4	15.6	15.2	15.6	集計中
	病床非過剰医療圏における平均不足率	4.9	4.2	3.9	3.6	集計中
(調査名・資料出所、備考)						
<p>・ アウトプット指標は、医政局指導課調べ(毎年度末現在)であり、平成18年度の数値については現在集計中であり、平成19年中にとりまとめの予定。</p> <p>※「病床過剰(非過剰)医療圏」:当該圏域における既存病床数が、医療計画に定められた基準病床数以上(未満)であるものをいう。</p> <p>※平均過剰率:病床過剰率((既存病床数/基準病床数-1)×100)を、全ての病床過剰医療圏を対象として算出したもの。</p> <p>※平均不足率:病床不足率((1-既存病床数/基準病床数)×100)を、全ての病床非過剰医療圏を対象として算出したもの。</p>						
参考指標		H14	H15	H16	H17	H18
1	二次医療圏の総数(単位:数)	363	369	370	365	358
(調査名・資料出所、備考)						
・ 参考指標1は、医政局指導課調べ(毎年度末現在)						

個別目標 1 に関する評価（主に有効性及び効率性の観点から）	
病床不足地域等の医療の確保等を図ることを目的とした医療施設等施設整備費の国庫補助等といった取組の効果により、病床過剰医療圏における過剰率は横ばい状態が続いているものの、病床非過剰医療圏における不足率が縮小していることから、施設整備等の事業が一定の効果を上げているものと評価できる。	
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要	
事務事業名	医療施設近代化施設整備事業
平成18年度予算額	11,178百万円（医療提供体制施設整備交付金の内数）（補助割合：〔国〕1/3相当）
実施主体	一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他（ <input type="text"/> ） 本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（医療法人等）
概要：病院における患者の療養環境等の改善等を促進し、もって医療施設の経営の確保を図ることを目的とする経費を助成する。	

個別目標 2						
へき地保健医療対策を推進すること						
個別目標に係る指標						
アウトプット指標 （達成水準／達成時期）						
		H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8
1	無医地区の数（地区）（単位：地区数） （無医地区の解消／一）	—	—	786	—	—
（調査名・資料出所、備考）						
・ 評価指標は、「無医地区等調査」（医政局指導課調べ）による。 （5年ごとの調査であり、前々回（平成6年）は997地区、前回（平成11年）は914地区）						
※無医地区：原則として医療機関のない地域で、当該地区の中心な場所を起点としておおむね半径4kmの区域内に50人以上が居住している地区であって、かつ容易に医療機関を利用することができない地区						
参考指標						
		H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8
1	へき地医療支援機構の数 （単位：数）	13	37	39	39	集計中
2	へき地医療拠点病院の数 （単位：数）	197	236	244	248	集計中
（調査名・資料出所、備考）						
・ 参考指標1及び2は、医政局指導課調べ（各年度末現在）による。						
・ 平成18年度の数值については現在集計中であり、平成19年9月に確定値等を公表する予定である。						
※へき地医療：無医地区や無医地区に準じる地区などにおいて提供される医療						
※へき地医療支援機構：都道府県単位で設置され、広域的なへき地医療支援事業の企画・調整等を行う機関						
※へき地医療拠点病院：無医地区や無医地区に準じる地区などを対象として、へき地医療支援機構の指導・調整の下に、へき地における医療活動を継続的に実施できると認められる病院						
個別目標 2 に関する評価（主に有効性及び効率性の観点から）						
へき地保健医療計画に基づき、へき地における医療提供体制を充実させるために、運営費等の補助金を交付するなどの取組を推進してきている。その結果、へき地医療支援機構の数、へき地医療拠点病院の数とも着実に増加してきている。また、無医地区の数は、昭和59年に1,276地区であったものが、平成16年には786地区に減少している。この間の交通事情が改善されていること等も考え併せるとしても、一定の効果を上げているものと評価できる。						

施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要	
事務事業名	へき地医療支援機構運営事業
平成18年度 予算額	477百万円(補助割合:[国 1/2]、[都道府県 1/2]) 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()
概要：へき地診療所等からの代診医の派遣要請への対応等、広域的なへき地医療支援事業の企画・調整及び派遣の実施等を行うために、都道府県単位で設置されるへき地医療支援機構の運営に要する経費を助成する。	
事務事業名：へき地医療拠点病院及びへき地診療所等運営事業	
平成18年度 予算額	1,575百万円 (補助割合： へき地医療拠点病院の場合 [国 1/2]、[都道府県 1/2] へき地診療所(沖縄)の場合 [国 3/4]、[事業者 1/4] へき地診療所(公的医療機関)の場合 [国 2/3]、[事業者 1/3] へき地診療所(民間)の場合 [国 1/3]、[事業者 2/3]) 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他(医療法人等)
概要：へき地医療支援機構の指導・調整の下に、無医地区等を対象とした巡回診療、へき地診療所等への代診医等の派遣等を行うへき地医療拠点病院及び無医地区等において地域住民に医療を提供するへき地診療所の運営等に要する経費を助成する。	

個別目標3						
医療連携体制を構築すること						
個別目標に係る指標						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)						
		H14	H15	H16	H17	H18
1	平成19年度中に各都道府県が策定する平成20年度以降の医療計画において医療連携体制に関して定める目標(平成19年度中に策定予定) ※施策目標に係る指標1と同じ	—	—	—	—	—
(調査名・資料出所、備考)						
個別目標3に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)						
都道府県が平成19年度中に作成する医療計画を通じ、医療機関相互の機能分化・連携の推進を図り、がん等の4疾病及び5事業ごとに医療連携体制を構築することとしている。このため、医療計画の作成に向け都道府県の取組が着実に進められるよう、平成19年3月30日付けで医療提供体制の確保に関する基本方針(平成19年3月厚生労働省令告示第70号)を公布する等により支援を行った。						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名：医療連携体制推進事業						
平成18年度 予算額	12,958百万円(医療提供体制推進事業費補助金の内数) (補助割合:[国 1/2][県 1/2]) 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()					
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()					

概要：がん、脳卒中、小児救急など主要な事業ごとの医療連携体制の構築を目的として、地域連携クリティカルパスの整備、医療機関データベースの作成、合同症例検討会の開催等を都道府県が主体となって実施する経費を助成する。

個別目標 4						
救急体制を整備すること						
個別目標に係る指標						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)						
		H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8
1	救命救急センターの設置箇所数 (単位：数) (一)	167	170	178	192	202
2	小児救急医療支援事業の実施地区 (上段) 及び小児救急医療拠点病 院実施事業の実施箇所 (下段) (単位：数) (前年度以上/毎年度)	100	124	139	136	144
3	ドクターヘリの実施都道府県数 (単位：数) (一)	7	8	8	10	10
(調査名・資料出所、備考)						
・ アウトプット指標 1、2 及び 3 は、医政局指導課調べによる。						
個別目標 4 に関する評価 (主に有効性及び効率性の観点から)						
基準単価の増額や新規事業の追加等各種国庫補助の充実等の取組により、救命救急センターや小児救急医療支援事業及び拠点病院など、各指標とも年々整備数が増加してきていることから、救急医療体制の整備については一定の効果をあげているものと評価できる。						
(※太字部分は、重点評価課題該当部分)						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名：救命救急センター運営事業						
平成18年度 予 算 額	12,958百万円(医療提供体制推進事業費補助金の内数) (補助割合：[国 1/3][都道府県 1/3]、[事業者 1/3]) 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()					
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、 社会福祉法人 、 公益法人 その他(医療法人等)					
概要：脳卒中、心筋梗塞、頭部外傷等の重篤な救急患者を受け入れるため、高度の診療機能を有する24時間体制の体制の救命救急センターの運営に必要な経費を助成した。						
事務事業名：小児救急医療拠点事業						
平成18年度 予 算 額	12,958百万円(医療提供体制推進事業費補助金の内数) (補助割合：[国 1/3][都道府県 1/3]、[市町村 1/3]) 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()					
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、 市区町村、独立行政法人、 社会福祉法人 、 公益法人 その他(医療法人等)					
概要：小児科を標榜する病院群又は病院が輪番制方式又は共同利用型方式により、休日・夜間の小児救急患者を受け入れる体制を確保するために必要な経費を助成すること。						
事務事業名：小児救急医療拠点病院実施事業						
平成18年度 予 算 額	12,958百万円(医療提供体制推進事業費補助金の内数)(補助割合：[国 1/2][都道府県 1/2]) 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()					
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、 社会福祉法人 、 公益法人 その他(医療法人等)					

概要：二次医療圏単位での小児救急医療の確保が困難な地域において、広域（原則複数の二次医療圏）を対象に小児救急患者を受け入れる体制を確保するために必要な経費を助成すること。

事務事業名：ドクターヘリ導入促進事業

平成18年度 12,958百万円(医療提供体制推進事業費補助金の内数) (補助割合：[国
予 算 額 1/2][都道府県 1/2]
一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()

実施主体：本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所
都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人
その他(医療法人等)

概要：救命率の向上及び広域患者搬送を目的として、救急患者に早期に治療を開始するとともに、医療機関へ迅速に搬送するドクターヘリ(医師が同乗する救急専用ヘリコプター)を救命救急センターに配備するために必要な経費を助成すること。

5. 評価結果の分類

評価結果は、施策目標の達成状況を原則として、個別目標の達成状況を踏まえつつ、総合的に判断して分類

- 1 施策目標を達成した
- 2 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける
- 3 施策目標の達成に向けた見直しを検討する
 - i 組織体制の見直しの検討
 - ii 予算の見直しの検討
 - iii 事務事業の新設の検討
 - iv その他()
- 4 施策目標・個別目標の達成水準の見直しを検討する

6. 特記事項

- ①国会による決議等の状況(警告決議、附帯決議等)
健康保険法等の一部を改正する法律案及び良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(平成18年6月13日参議院厚生労働委員会)
- ②各種政府決定との関係及び遵守状況
第166回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説から抜粋
「医療や介護については、政策の重点を予防に移し、より長く、元気に生活を楽しめるよう、「新健康フロンティア戦略」を年度内を目途に策定します。レセプトの電子化などにより、医療費の適正化に努めるとともに、地域における小児科や産科の医師の確保、救急医療体制の整備など、安心な地域医療を確立します。」
- ③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況
- ④会計検査院による指摘
- ⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

7. 本評価書に関連する他の実績評価書

該当無し